

第15回社会保障審議会企業年金部会 資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000071324.html>

平成 27 年 1 月 16 日 (照会先) 年金局企業年金国民年金基金課 企画係

第15回社会保障審議会企業年金部会 資料

○議事次第 [議事次第 \(PDF : 58KB\)](#)

○配付資料

- [資料 1 社会 保障審議企業年金部会における議論の整理 \(案\) \(PDF : 554KB\)](#)
- [資料 2 平成27年度税制改正大綱 \(企業年金関連部分\) に関する参考資料 \(PDF : 654KB\)](#)
- [参考資料 社会保障審議会企業年金部会委員名簿 \(PDF : 97KB\)](#)

企業年金部会における議論の整理 2015 年 1 月 20 日

http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000071665.pdf

(議論の整理より抜粋)

- 企業年金制度等は、確定拠出年金法等の目的として規定されているように「国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援し、もって公的年金の給付と相まって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与する」ことを目的とする制度である。すなわち、企業年金制度等は公的年金を補完する形で事業主による企業年金の実施や個人の自助努力を促し老後所得保障を図る制度であるといえる。実際、我が国の国民の老後所得については、公的年金を中心としてこれに貯蓄や企業年金等を組み合わせて賄われているのが現状であり、公的年金が国民の老後生活におけるいわば支柱の役割を担いつつ、他の制度がこれを補完する役割を担っている。

この公的年金の給付水準については、世代間の公平性を確保しつつ制度の持続可能性を担保するために導入された平成 16 年改正の財政フレームに基づき、中長期的な給付調整が行われていく見込みとなっており、多様化する国民の老後生活に対するニーズに応えていくためにも、自助努力の促進の重要性は増すこととなる。

こうしたことから、公的年金が引き続き老後生活の柱ではあるものの、今後、公的年金を補完し、自助努力を促進するその他制度の重要性が相対的に高まっていくものと見込まれるところであり、法の中で公的年金を補完するものと明記されている企業年金制度等はその代表的な制度として位置付けられる。
- 我が国の企業年金制度等について見ると、確定給付企業年金制度（以下「DB」）及び確定拠出年金制度（以下「DC」）が創設されてから 10 年あまりが経過したところであるが、両制度とも着実に加入者を伸ばし、企業年金制度の中で中心的な位置を占めるに至っている。他方で、ここに至るまでの間に、長らく企業年金制度の柱であった適格退職年金制度が廃止（平成 23 年度末）されるとともに、厚生年金基金制度についても抜本的な見直しが行われる（平成 26 年 4 月）ことによりその役割が大幅に縮小されることとなるなど、企業年金制度を取り巻く状況はこの 10 年で大きく変化した。
- 企業年金の実施状況を見ると、制度創設から DB・DC ともに着実に加入者を伸ばしてきたところであるが、最近では DB が減少に転じる一方で、大企業でも DC の導入が進んでいる。また、中小企業における企業年金の実施状況については低下傾向にあり、直近では例えば従業員規模 30～99 人の企業の企業年金の実施率が 18.6%（平成 25 年時点）に留まるなど、全体として低い状況にある。

個人ベースの企業年金制度等の加入状況を見ると、厚生年金被保険者全体のうちの企業年金加入者については 40%に満たない水準にあり、また、個人型 DC の加入状況については、個人型 DC 加入可能者に占める割合が約 0.5%と極めて低い状況にある。企業年金制度等の普及率を向上するためには、中小企業の実施率向上を図るとともに、近年増加傾向にある非正規労働者や、自営業者等について私的年金加入率の向上を図る必要があるといえる。

※ DB 等では企業年金の実施企業の厚生年金被保険者は全員加入が原則とされているが、除外規定が認められているために、非正規労働者については、厚生年金被保険者であっても制度上一律に企業年金に加入させなくてもよいこととされている。
- 企業年金制度等については、こうした企業年金を巡る状況や社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、企業年金制度等の更なる普及・拡大等を図り、公的年金制度を補完する役割を強化するため、全体的な見直しを行う時期に来ているといえるのではないか。

(報道より)

○朝日新聞 主婦の掛け金、27.6万円まで 確定拠出年金の改革案 2015年1月17日

個人型の確定拠出年金は
だれでも入れるようになる

	いま	改革後	年間の 拠出限度額
主婦(主夫)	× 入れない	○ 入れる	27万6千円
企業年金			27万6千円
会社員	なし ○	○	原則24万か 14万4千円 加入する企業 年金によって 異なる
あり ×	○		
公務員	×	○	14万4千円
無職など 自営業、 非正規社員	○	○	原則 81万6千円

厚生労働省は16日、公的年金を補う「私的年金」制度の改革案をまとめた。自ら掛け金を出して運用する個人型の「確定拠出年金」(DC)に、原則誰でも入れるようにする見直しが柱だ。専業主婦の掛け金の上限は年27万6千円で固まった。今月下旬からの通常国会に改正法案を提出し、2016年度から順次実施する方針だ。改革は、「自助努力」で老後に備える環境整備が狙いだ。国民年金などの「公的年金」が少子高齢化で先細ることが背景にある。

掛け金の運用次第で給付額が変わる個人型DCは、いまは対象外の主婦や公務員のほか企業年金に入る会社員も一定の条件を満たせば加入できるようになる。個人型DCの加入者は13年度末時点で約18万人。制度見直しで新たに約2700万人が加入対象になる。掛け金は非課税となるメリットがある。拠出限度額は対象者ごとに異なる=図。一方、企業型DCでは、手続きを簡素化した「簡易型DC」を創設する。100人以下の小規模の事業所を対象にする。働き方の多様化にも対応する。いまは例えば転職のとき、元の会社のDCで積み立てた資産を、転職先の確定給付企業年金に移せない。こうした資産移転を可能にする。(中村靖三郎)

○日経新聞 確定拠出年金、中小企業にも拡大 厚労省 2015/1/16 22:14

厚生労働省は16日、企業年金部会を開いて企業年金の改革案をまとめた。運用成績によって受取額が変わる確定拠出年金を主婦や公務員に広げる。中小企業の従業員の加入も促す。公的年金の受給額が減るなかで、上乗せする企業年金を広げ老後の生活資金を確保しやすくする。

1月召集の通常国会に関連法の改正案を出す。2016年春をめどに施行を目指す。

日本の年金制度は3階建てで、自営業者らの国民年金(基礎年金)が1階、会社員向け厚生年金が2階にあたる。3階部分は民間が運営する企業年金で、今回改革する確定拠出年金はその一種だ。原則として個人が掛け金を払う個人型と、企業が払う企業型がある。

個人型の加入制限を取り払い、主婦や公務員を含めて誰でも入れるようにする。対象者は現在の約4000万人から約6800万人に増える。

企業型では、中小企業向けに掛け金の負担や商品数を抑えた簡易型の確定拠出年金をつくる。事務作業を金融機関が代行できるようにして、導入のハードルを下げる。

転職や企業合併のあとも年金資産の積み立てを続けられるよう、確定拠出年金から、企業が一定の受給額を約束する確定給付年金に資産を移すことも認める。

○毎日新聞 確定拠出年金:誰でも加入 年上限は主婦27万6000円 2015年01月16日 23時38分

厚生労働省は16日、社会保障審議会の企業年金部会で、公的年金に上乗せする私的年金制度改革に関する報告書をまとめた。自営業者らが対象の「個人型確定拠出年金」の門戸を広げ、主婦や公務員を含め年金加入者なら誰でも入れるようにする。年間の掛け金上限額は主婦27万6000円、公務員14万4000円。2016年度からの実施を目指し、26日召集予定の通常国会に関連法改正案を提出する。

公的年金の支給水準が今後低下することを踏まえ、報告書は企業年金をはじめとする私的年金を「さらなる普及・拡大を図り、公的年金制度を補完する役割を強化する」と位置付けた。(共同)